

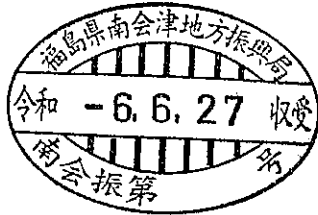
（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 27日

福祉県知事

内堀 雅雄 殿



提出者

住 所 南会津郡南会津町界字上田下2656番地

氏 名 山星建設株式会社

代表取締役 渡部 正昭

電話番号 0241-73-2134

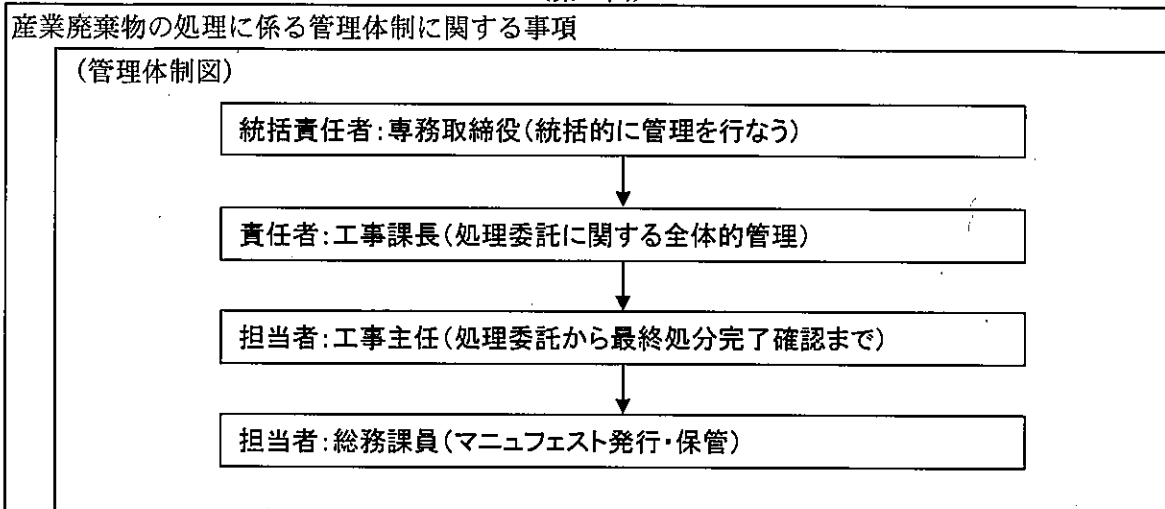
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山星建設株式会社
事業場の所在地	南会津郡南会津町界字上田下2656番地
計画期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	中分類：総合建設業 小分類：土木工事業・ほ装工事業																										
② 事業の規模	1,034,697千円																										
③ 従業員数	22名																										
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">建設工事現場</td> <td>→</td> <td>がれき類</td> <td>→</td> <td>中間処理委託</td> <td>〔再生骨材〕</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td>木くず</td> <td>→</td> <td>中間処理委託/最終処分</td> <td>〔破碎/焼却〕</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td>廃プラスチック</td> <td>→</td> <td>中間処理委託/最終処分</td> <td>〔破碎/再生/埋立〕</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td>金属くず</td> <td>→</td> <td>中間処理委託/最終処分</td> <td>〔破碎/再生〕</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td>汚泥</td> <td>→</td> <td>最終処分委託</td> <td>〔焼却〕</td> </tr> </table>	建設工事現場	→	がれき類	→	中間処理委託	〔再生骨材〕	→	木くず	→	中間処理委託/最終処分	〔破碎/焼却〕	→	廃プラスチック	→	中間処理委託/最終処分	〔破碎/再生/埋立〕	→	金属くず	→	中間処理委託/最終処分	〔破碎/再生〕	→	汚泥	→	最終処分委託	〔焼却〕
建設工事現場	→		がれき類	→	中間処理委託	〔再生骨材〕																					
	→		木くず	→	中間処理委託/最終処分	〔破碎/焼却〕																					
	→		廃プラスチック	→	中間処理委託/最終処分	〔破碎/再生/埋立〕																					
	→		金属くず	→	中間処理委託/最終処分	〔破碎/再生〕																					
	→	汚泥	→	最終処分委託	〔焼却〕																						

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	汚泥
	排出量	1526.63	19.51	4.35	2.98	1.36
	(これまでに実施した取組)					
工事の受注状況により排出量は把握出来ない。 従って、発生の抑制は困難である。						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	汚泥
	排出量	1374.0	17.0	3.9	2.5	1.0
	(今後実施する予定の取組)					
工事の受注状況により排出量は把握出来ないが、発注者と協議を行ない発生量の抑制に努める。						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類については、出来る限り仮置きせず直接搬出し、中間処理業者へ委託処理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ① 現状と同じ

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	（これまでに実施した取組） 自ら直接再生利用した産業廃棄物はありません。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	（今後実施する予定の取組） 今後も、自ら直接再生利用する予定の産業廃棄物はありません。					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
（これまでに実施した取組） 自ら中間処理した産業廃棄物はありません。						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
（今後実施する予定の取組） 今後も、自ら中間処理を行う予定の産業廃棄物はありません。						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
	(これまでに実施した取組)	0	0	0	0	0
	自ら埋立処分又は海洋投入処分した産業廃棄物はありません。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取組)					
	今後も、自ら埋立処分又は海洋投入処分する予定の産業廃棄物はありません。					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	汚泥
	全処理委託量	1526.63	19.51	4.35	2.98	1.36
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量	1526.63	19.51	4.35	2.98	1.36
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
(これまでに実施した取組)						
がれき類については、福島県から許可を得ている産業廃棄物の収集運搬並びに処分業者へ委託契約し、再生処理することにより、埋立処分しないようにしている。また、舗装版切断時の汚泥についても委託業者へ委託契約し、焼却処分している。						

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	廃プラスチック類	汚泥
	全処理委託量	1374	17	3.9	2.5	1
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量	1374	17	3.9	2.5	1
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	(今後実施する予定の取組)					
	現在と同様、県から許可を得ている処理業者に委託し、適正処理する。					
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成

工

事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。